

事 務 連 絡

平成25年10月2日

女性研究者研究活動支援事業
各実施機関実施責任者 殿
各実施機関事務連絡担当者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課

女性研究者研究活動支援事業に係る支援対象となる取組及び補助対象経費について

「女性研究者研究活動支援事業」の実施に当たっては、選定年度の公募要領及び Q&A に基づき実施していただいているところですが、下記のとおり取り扱うことといたしますので、関係者にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 補助事業の区分について

平成 25 年度から、従来の「女性研究者研究活動支援事業」を「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」（以下、「一般型」という。）に区分することとします。

2. 補助対象となる取組等について

平成 24 年度までの「女性研究者研究活動支援事業」の公募要領記載の「申請対象となる取組」および「補助対象となる経費」に加え、平成 25 年度より以下の取組および経費についても、一般型の補助対象といたします。

<申請対象となる取組>

- ・競争的資金獲得セミナー（男性研究者の参加も可）など、女性研究者の研究力向上のための取組の実施
- ・人事計画の策定や人事審査委員会等への女性の参画
- ・女性研究者の裾野拡大のため、学生向けのキャリアパスの相談や啓発活動の充実（例：女子学部生や博士課程（前期）学生を対象とした、博士課程（後期）進学に向けた相談会やセミナー等の開催）
- ・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度の構築（例：所属の研究者が表記の保育サービスを利用する際の支援）
- ・ライフイベントによる研究中断からの復帰支援の仕組（例：学会参加の支援、論文投稿の支援）

<補助対象となる経費>

- ・女性研究者の研究力向上のための競争的資金獲得セミナー等の開催に必要な経費
- ・機関内の幹部や研究者を対象とした女性研究者の採用・昇進等に関する意識啓発のための研修会等の開催に必要な経費（研修会等における一時保育に係る経費を含む）
- ・広域地域ブロック、又は、同じ特色を有する複数機関による合同シンポジウムに関する旅費（いずれか年1回限り）
- ・女子学部生や博士課程（前期）学生を対象とした、博士課程（後期）進学に向けた相談会やセミナー等の開催に必要な経費
- ・機関における保育支援に必要な経費
夜間保育、休日保育、病児保育・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費（男性研究者も対象※注）
- ・研究中断からの復帰支援に必要な経費
ライブイベントによる研究中断からの復帰支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費（男性研究者も対象※注）

※注 男性研究者は、当該実施機関に勤務する男性研究者の配偶者である女性が、大学、大学共同利用機関、独立行政法人で雇用されている研究者である場合に限りま

《考え方》

○従来の出産、子育て又は介護と研究を両立するための環境整備の充足に加え、新たに女性研究者の研究力の向上の支援も強化したことから、それらに係る女性研究者の研究の推進・復帰支援の取組および当該取組に必要な経費についても、本事業における補助対象とすることとしました。

3. 留意点

今回の補助対象等の変更に伴い、従来の計画に加え、新たに取組を実施する場合であっても、補助金の増額を行うものではありませんので、当初の計画を元に着実に事業を実施し、初期の目標を達成していただく必要があります。

また、事業内容の見直しにより、補助事業の内容及び経費の区分の変更を行う必要が生じた場合には、科学技術人材育成費補助金交付要綱第8条1項の規定に基づき、速やかに変更承認申請書を提出し、承認を受けるよう願います。

以 上

本件担当
文部科学省科学技術・学術政策局
人材政策課人材政策推進室
電話：03-5253-4111（内線 4021）
E-mail:kiban@mext.go.jp